

築上町運送事業者支援給付金

エネルギー価格や物価高の影響を受けている町内の運送事業者の事業継続並びに地域経済に欠かせない物流の維持を目的として、築上町運送事業者支援給付金を支給します。



1 対象事業

一般貨物運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業のいずれか

2 対象車両

次のいずれにも該当する車両

ア 事業の用に供するために所有又はリース契約に基づき借用している車両(二輪自動車及び被けん引車を除く)であること

イ 自動車検査証において、「使用の本拠の位置」が『町内』であり、「自家用・事業用の別」の欄の記載が『事業用』の車両であること

ウ 自動車検査証において、「有効期間の満了の日」欄に記載された年月日が、申請日以降の車両であること

3 支給額

対象車両1台につき **2万円**

4 受付期間

令和**7年10月1日** から 令和**8年2月27日** まで **※ 必着**

5 申請に必要なもの

① 申請書 ② 運輸局の許可書又は届出書の写し ③ 対象車両の自動車検査証の写し ④ (リースの場合)リース契約書の写し

※ 町ホームページから申請書等を入手してください。

※ 郵送又は持参で提出をお願いします。

【申請先／問合せ先】

〒829-0392 築上町大字椎田891番地2 築上町 産業課 商工係
TEL 0930-56-0300 FAX 0930-56-4536